

議案第114号

令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第6号）

資料14 市制70周年記念市民活動支援補助金について、事業の審査基準

1 申し込むことができる団体・グループ（案）

次の(1)から(7)をすべて満たしている団体・グループが申し込むことができます。

- (1) 構成員が3人以上であること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 構成員のうち過半数が市民（在勤・在学者を含む。）であること。
- (4) 市内にその活動拠点を有し、又は、市内で活動の主要部分を行っていること。
- (5) 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと。
- (6) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第3号に該当しないこと。
- (7) 代表者が未成年の場合は保護者の同意を得ていること。

2 審査基準（案）

政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする事業は対象外とし、市制70周年をお祝いしているか、実現できる内容となっているか、安全に実施できる内容となっているかを基準に審査を行います。

なお、審査の結果、得点が満点の6割未満の事業については、採択しません。